

# 社会福祉法人 姫路睦福社会

## 福祉・介護職員等処遇改善手当

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人姫路睦福社会に勤務する職員に対する福祉・介護職員等処遇改善加算等（以下、処遇改善加算）の支給に関する事項を定めるものである。

### (名称)

第2条 この処遇改善加算に関して支給される賃金の名称を「資格手当」と「処遇改善手当」にする。

### (支給対象職員)

第3条 資格手当および処遇改善手当は、別表1に該当する職員に支給する。

### (処遇改善手当の支給方法)

第4条 資格手当および処遇改善手当の支給方法は、別表1の支給方法にて支給する。

### (支給期間)

第5条 資格手当及び処遇改善手当の支給期間は、処遇改善加算が支給されている期間とする。

### (その他)

第6条 処遇改善加算が途中で廃止もしくは事業所が加算取得要件に該当しなくなった場合は、その該当月で廃止する。

第7条 従来の「福祉介護人材処遇改善助成金手当」支給のための規程は令和6年5月末日をもって終了し、厚生労働省の指針に基づいて修正した当規程に引き継ぐ。

この規程は、令和6年6月1日より、施行する。

## 福祉・介護職員等処遇改善手当

原 資 福祉・介護職員等処遇改善加算をもって充てる

支給対象職員 真砂園・朝日ノ里・広畑の家・GH 絆に勤務する職員

### 支給方法

「資格手当」 1 管理者・事務長 12,000 円  
サービス管理責任者 10,000 円  
主 任 6,000 円  
※兼務の場合は上位職のみを算定し、重複支給はしない

2 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士 3,000 円  
※複数保持者は保持士数分を支給する

3 看護師 3,000 円  
※所持のみで業務配属ではない場合は半額（常勤のみ）

「処遇改善手当」 加算総額から資格手当分と定期昇給分を控除した金額を、対象月の常勤換算数と付加率の合計で除し、一人当たりの支給額を計算する。※毎月、加算実績に応じて変動する。

(付加率) 兼務者 3.5  
直接支援員 10 年以上 常勤：3.0 非常勤：2.5  
直接支援員 10 年未満 常勤：2.0 + (勤続年数×10%)  
非常勤：(常勤換算数+勤続年数) × 1% × 2.0  
その他の職員 常勤：1.0 非常勤：常勤換算数×1.0